

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業	【総事業費】 3,748,083 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	府内各病院	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 病床の機能分化 	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 病床の機能分化・連携を推進するため、急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようにするため、病床の転換を行う。</p> <p>○概要 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換。重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。</p> <p>○内容 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するための改修等に対する補助 (療養病床棟から地域包括ケア病棟又は緩和ケア病棟に転換する場合は対象外)</p> <p>○補助対象 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費及び車両運搬具</p> <p>○執行方法 府内各病院へ補助</p> <p><参考>～関係補助金</p> <p>①医療提供情報推進事業費補助金 (医学的リハビリテーション施設設備整備事業) ※補助対象者：公的団体のみ 基準額：1 か所当たり 10,800 千円 (補助率 1/3) 補助対象：医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費</p> <p>②病床転換助成事業</p>	

	<p>※補助対象者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医療機関 基準額：改修…転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（補助率10/27） 補助対象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の改修工事費等</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,748,083 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	74,962 _(千円)
		基金	国	832,907 _(千円)		民	757,945 _(千円) うち受託事業等 (再掲)
			都道府県	416,454 _(千円)			
		その他		(千円)			(千円)
備考	1,249,361千円						

病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業

・平成27年度実績



急性期病床から回復期病床への転換 119床
(府域では160床)

・補助内容（対象、経費）を見直し（平成28年度から）

~27年度

28年度~

補助対象（急性期の一般病棟）			
	入院基本料病棟 （看護配置基準）	7対1	▶
	転換先病棟	地域包括ケア病棟 緩和ケア病棟	
			▶
			拡大 7対1 10対1 13対1 15対1
			拡大 回復期リハビリテーション病棟
補助経費（転換1床あたり上限額）			
	備品購入費	50万円	▶
	改修工事費	50万円	
	新築・増改築費	—	
			増額 50万円 333万3千円
			新設 454万円

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業							
事業名	地域医療機関 I C T 連携整備事業				【総事業費】 600,000 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域							
事業の実施主体	医療機関							
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15ヶ所の地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援 【事業効果】 ・ 病診連携の推進により在宅医療への復帰促進 							
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日							
事業の内容	<p>○事業目的 地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。</p> <p>○概要 地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。</p> <p>○内容 〔対象〕 医療機関 〔箇所〕 H27：15ヶ所 〔補助上限〕 20,000 千円／箇所 〔経費〕 システム導入費（サーバー導入費、工事費等）、既存システム改修費 ※維持・管理費、端末代は対象としない。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		600,000 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	_(千円)	
		基金	国			200,000 _(千円)	民	200,000 _(千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県			100,000 _(千円)		
		その他		300,000 _(千円)			_(千円)	
備考 (注4)	300,000 千円							

地域医療機関 I C T 連携整備事業

現状

○診療所の課題

・退院の際に入院中の詳しい治療経過がわからないなど、診療所の情報不足により患者の引受や在宅での診療に支障

・文書や電話での病院への照会は非効率

○病院の課題

・多くの疾患を抱えるなど患者の事情が多様であり、多職種へ網羅的に情報提供を行う手段がない

・退院可能な患者であっても、地域のかかりつけ医へ在宅復帰が進まない

⇒病院と診療所の情報基盤の整備が進んでいない

課題

○さらなる在宅医療の推進には、病院と診療所との情報共有を図る必要がある

○地域医療再生基金を活用し、泉州医療圏にて公立病院の診療情報公開用サーバ設置を行っているが、府内全域の取組みとなっていない

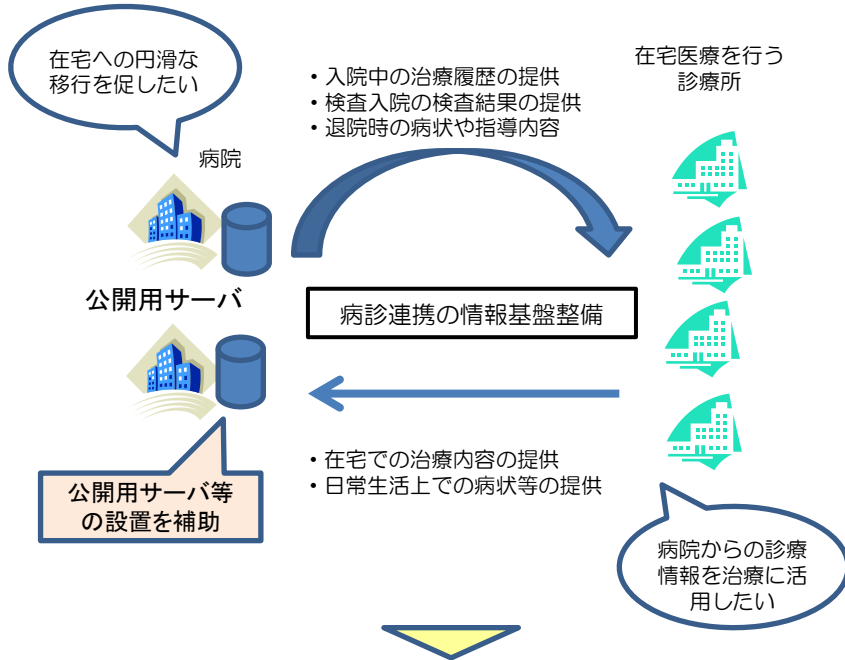
○病院の診療情報を全面公開は個人情報・セキュリティの問題から困難

○病院側に公開用サーバの設置が必要であるが、直接病院の収益には繋がらない設備投資であるため、必要な初期投資がなされず情報基盤の整備が進まない

※医療介護総合確保方針抜粋(基金を充てて実施する事業の範囲)

地域における介護との連携を含む医療連携体制の構築、そのための情報基盤の整備等を実施する事業に基金を活用していく必要がある

事業概要



○在宅医療を行う診療所に対して医療情報の提供を行う病院が公開用サーバを設置する際に、その費用の一部を補助する

事業概要	病診連携の推進により在宅医療への復帰促進および地域に必要な医療機関の機能分化を図るため、医療機関間で診療情報を相互に参照できるシステムの導入を進める地域を支援する
事業主体	医療機関
補助率	1/2補助(補助上限20,000千円/個所 × 15か所)
補助対象事業	①情報共有に必要で、利用計画に基づいた適正規模のシステムを導入するために必要な経費 (医療情報システムゲートウェイサーバや地域医療連携基盤データベースサーバ等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取り付け工事費の導入経費を含む) ②連携する各機関の既存システムを、①のサーバへ対応させるための改修経費

(見込まれる事業成果)

○病診連携の推進により在宅医療への復帰促進

○質の高い在宅医療の提供

○平成28年度に15か所整備予定